

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所借上宿舎規程

制定 平成17年4月1日 17規程第31号  
最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

## (目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、居住施設を借上げ、役員、職員及び任期付職員（以下「役職員」という。）に貸与するための制度を設けることにより、研究所の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において「借上宿舎」とは、研究所が業務を円滑に実施する上で必要なものとして役職員に貸与するために借上げた居住施設をいう。

## (申請)

**第3条** 借上宿舎の貸与を希望する者（以下「貸与希望者」という。）は、研究所の命による転居を必要とする異動の日から六か月を経過する日までに、研究所にDEI人事部長が別に定める借上宿舎貸与申請書を提出するものとする。

## (承認)

**第4条** 研究所は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当すると認められるときは、前条の申請の承認を行う。ただし、研究所は、特に必要があると認めるときは、承認を行わないことができる。

- 一 研究所の命により転居を必要とする異動をする者で、国家公務員宿舎の貸与を希望したが貸与を受けられない状況にあること。
  - 二 貸与を受けようとする居住施設が、千代田区、中央区、港区その他の都心（概ね山手線内）に所在しないものであること。
  - 三 貸与を受けようとする居住施設の月額家賃の額が、基準額（別表の級等欄に掲げる役職員に該当する規格欄に掲げる区分（規格a又はbの者であって、扶養義務のある者3人以上と同居する場合の規格の区分は、cとすることができる。）毎の居住施設の月額家賃の基準額であって、同表勤務地欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、当該居住施設の月額家賃の額が基準額を超え、かつ、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない額までの居住施設であって、その差額に係る費用を貸与希望者が負担するものとして研究所に認められた場合にあっては、この限りでない。
  - 四 貸与を受けようとする居住施設の延べ面積が、基準面積（別表の延べ面積欄に掲げる面積をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、当該居住施設の延べ面積が基準面積に1.3を乗じて得た面積を超えない居住施設であって、研究所に必要と認められた場合にあっては、この限りでない。
- 2 研究所は、前項の承認は、当該申請をした者（以下「入居者」という。）に第7条の規定

による使用料、入居すべき日（以下「入居日」という。）等を記載したD E I人事部長が別に定める借上宿舎貸与承認書を発行することにより行うものとする。

（入居）

**第5条** 入居者は、入居日から10日以内（以下「入居期限」という。）に、当該貸与を受けた借上宿舎に入居しなければならない。ただし、入居者は、やむを得ない理由のあるときは、研究所の承認を得てその入居期限を延期することができる。

2 研究所は、入居者が前項の規定による入居期限までに当該借上宿舎に入居しないときは、当該承認を取消すことができる。

（同居）

**第6条** 入居者は、貸与を受けた借上宿舎に主として当該入居者の収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、当該同居させようとする者の氏名、年齢及び職業、同居させようとする理由その他必要な事項を記載したD E I人事部長が別に定める借上宿舎臨時同居申請書を研究所に提出し、承認を得なければならない。

（使用料）

**第7条** 借上宿舎の一月の使用料は、次の各号に掲げる入居者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、月の途中において新たに借上宿舎の貸与を受け、又は明け渡した場合の使用料は、日割によって計算する。

一 居住施設の月額家賃の額が基準額以下の額である者 当該月額家賃の額に100分の40を乗じて得た額

二 第4条第1項第3号ただし書の規定により、居住施設の月額家賃の額が基準額を超えるか、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない額であることを認められた者 次のイ及びロの額を合計した額

イ 基準額に100分の40を乗じて得た額

ロ その月額家賃の額から基準額を減じた額

2 研究所は、前項の規定により算定した使用料を俸給の支給定日に入居者の俸給から控除する。ただし、当該入居者又はその同居者は、入居者が第10条第1項第1号又は第3号の規定に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日から同項に定める明渡期日又は同条第2項に定める期限日までの当該借上宿舎の使用料を、毎月その末日までに研究所に支払わなければならない。

3 前項ただし書の規定により同居者が払い込むべき借上宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責任を負う。

（貸与期間）

**第8条** 借上宿舎の貸与期間は、異動の日から、同日から起算して7年を経過する日までとする。

（入居者の義務）

**第9条** 入居者は、善良な管理者の注意をもって借上宿舎を使用しなければならない。

2 入居者は、貸与を受けた借上宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に供してはならない。

(宿舎の明け渡し)

**第10条** 入居者（当該入居者が第3号の規定に該当する場合にあっては、該当することとなつたときにおいて同居していた者）は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該該当することとなつた日から明渡期日（第1号、第3号又は第4号に該当する場合にあっては20日以内の日と、第2号に該当する場合にあっては該当することとなつた日とする。以下同じ。）までに当該借上宿舎を明け渡さなければならない。ただし、DEI人事部長が別に定める借上宿舎明渡猶予申請書を研究所に提出した場合であって、研究所が特に必要と認めたときは、当該該当することとなつた日から6月の範囲内の期間を指定し、引き続き当該借上宿舎を使用することができます。

- 一 役職員でなくなったとき。
  - 二 貸与期間が満了したとき。
  - 三 死亡したとき。
  - 四 兼務、配置換その他の事由により当該借上宿舎の第4条第1項に掲げる貸与資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- 2 入居者は、第9条に定める義務を果たさなかつたことにより当該借上宿舎の維持又は管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると研究所が認め、かつ期限を付して当該是正を要求したときであつて、当該期限までに当該要求に従わなかつたときは、当該期限の日（以下「期限日」という。）に当該借上宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 入居者は、前2項の規定に違反し、借上宿舎を明け渡さないときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる当該借上宿舎の使用料の額に3を乗じて得た額（以下「割増使用料」という。）に相当する額を研究所に支払わなければならない。この場合に同居者が支払うべき割増使用料に係る債務については、第7条第3項の規定を準用する。
- 一 第1項の規定に違反した者 明渡期日
  - 二 前項の規定に違反した者 期限日
- 4 前項の場合において研究所は、DEI人事部長が別に定める借上宿舎割増使用料軽減申請書の提出があった場合であつて、特に必要であると認めるときは、割増使用料の額は、当該借上宿舎の使用料の額に1.1（第1項第1号に該当することとなつた者であつて、該当することとなつた事由が国への出向である者にあっては1）を乗じて得た額とすることができる。
- 5 入居者は、第1項又は第2項の規定により借上宿舎を明け渡すときは、DEI人事部長が別に定める借上宿舎退去届を研究所に提出しなければならない。

(経費の負担区分)

**第11条** 研究所は、借上宿舎に係る経費のうち、次に掲げる費用を負担する。

- 一 住居施設の借上げに必要となる敷金、礼金等の入居一時金（次号第5号に掲げる費用及び一の異動に係る貸与期間の間に借上宿舎を転居する場合に要する礼金に係る費用を除く。）
- 二 居住施設の継続使用に必要となる契約更新料（次項第5号に掲げる費用を除く。）

- 2 入居者は、借上宿舎に係る経費のうち、次に掲げる費用を負担する。
- 一 ガス料、電力料及び水道料
  - 二 塵芥処理、浄化槽清掃等の衛生の確保に係る費用
  - 三 共同施設の維持運営に要する費用
  - 四 自動車の保管場所に係る費用
- 五 入居者のうち、第4条第1項第3号ただし書の規定により、居住施設の月額家賃の額が基準額を超える、かつ、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない額であることを認められた者については、前項各号に掲げる費用（前項第1号に掲げる費用のうち敷金を除く。）のうち、基準額を超えた部分に相当する前項各号の費用
- 六 退去時の住居施設の原状回復に係る費用
  - 七 その他入居者が負担することが相当と認められる費用  
(事務)

第12条 借上宿舎に係る事務は、人事管理調整室長又は業務室が行う。

#### 附 則（17規程第31号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 役職員のうち、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間において国家公務員宿舎の貸与を希望したが貸与を受けられず、かつ、この規程の施行の際現に居住施設を賃借している者であって、借上宿舎の貸与を希望する者は、第3条の貸与希望者とみなして、この規程の規定を適用する。この場合においては、第4条第1項第3号中「超え、かつ、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない額までの」とあるのは「超える」と、第7条第1項第2号中「超え、かつ、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない」とあるのは「超える」と、第8条中「入居日から10年」とあるのは「10年から当該居住施設へ入居した日から平成17年3月31日までの期間を減じた期間（平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に新規に採用された者であって、当該居住施設に入居した日がその新規に採用された日前である者にあっては、10年から新規に採用された日から平成17年3月31日までの期間を減じた期間とする。）」と、第11条第2項第5号中「超え、かつ、当該基準額に1.2を乗じて得た額を超えない」とあるのは「超える」とする。

#### 附 則（17規程第47号・一部改正）

この規程は、平成17年5月15日から施行する。

#### 附 則（18規程第18号・一部改正）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

#### 附 則（22規程第80号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則（25規程第19号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年5月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行前に借上宿舎に4年以上7年未満の期間入居している者の貸与期間については、施行日から3年とする。
- 3 この規程の施行前に借上宿舎に7年以上入居している者の貸与期間については、借上宿舎の貸与を受けた日から10年を超えない期間とする。
- 4 この規程の施行の際、現に国家公務員宿舎に入居している者については、借上宿舎貸与申請書の提出期限は、第3条の規定にかかわらず、当該国家公務員宿舎の退去の日までとする。

**附 則（25規程第39号・一部改正）**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（25規程第61号・一部改正）**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所借上宿舎規程第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、平成26年4月1日から2年の間に限り、研究所に借上宿舎貸与申請書（様式第1）を提出することができるものとする。
  - 一 この規程の施行の日の前日までに転居を必要とする異動をし、平成26年4月1日において当該異動の日から7年を経過していないこと。
  - 二 勤務地が北海道センター、東北センター、中部センター、関西センター、中国センター、四国センター又は九州センターであること。
  - 三 独身の者（役員を除く。）であること。
- 3 前項の場合において、借上宿舎の礼金に係る費用については、入居者の負担とする。

**附 則（26規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（令02規程第17号・一部改正）**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則（令02規程第26号・一部改正）**

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

**附 則（令04規程第53号・一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

**附 則（令05規程第29号・一部改正）**

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

**附 則（令06規程第37号・一部改正）**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

級等	規格	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	勤務地		
			東京本部、つくばセンター、柏センター及び臨海副都心センターである場合	福島再生可能エネルギー研究所、北陸デジタルものづくりセンター、北海道センター、東北センター、中部センター及び関西センターである場合	中国センター、四国センター及び九州センターである場合
独身の者（役員を除く。）	a	25未満	6万円	5万円	4万円
1級の職員及び単身の者（役員を除く。）	b	25以上 55未満	8万円	6万円	6万円
2級以上の職員、任期付職員及び役員	c	55以上 70未満	10万円	9万円	8万円